

改正

平成19年3月23日告示第21号

佐久市建設工事発注予定情報公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条の規定に基づき、市が発注する建設工事の見通しに係る情報を公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱において対象となる工事は、当該年度に発注することが見込まれる建設工事のうち、設計額が250万円を超える見込みのものとする。ただし、用地買収、関係機関との調整等により発注の見通しが立っていない工事等は、除くことができるものとする。

(発注見通しの公表)

第3条 企画部長は、次により発注予定情報を公表するものとする。

(1) 公表の事項

ア 入札及び契約の方法

イ 工事の名称

ウ 工事箇所

エ 期間

オ 種別

カ 工事の概要

キ 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

ク その他上記に関する事項

(2) 公表の時期

原則として、4月と10月の年2回とし、これらの月の1日現在の情報を当該月の10日までに公表するものとする。ただし、議会等で予算措置され、公表の必要が生じた場合には、その都度公表するものとする。

(3) 公表の方法

別記様式により取りまとめのうえ、閲覧に供するものとする。

(4) 公表の場所

企画部契約課とする。

(5) 公表の期間

当該年度の3月31日までとする。

(留意事項)

第4条 公表に当たっては、次の事項に留意することとする。

(1) 公表した内容は、公表する時点の予定であり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を閲覧において周知すること。

(2) 年度途中における公表においては、前回公表分を見直したうえで、変更、追加等があった工事には、その旨を明記すること。また、公表の後に入札又は契約が執行された場合であっても、公表からは、削除しないこと。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日告示第21号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

